

まがな



秋田市手をつなぐ育成会
会報 第38号

〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 秋田県手をつなぐ育成会 内 事務局 090-2559-4811 (本田携帯)

「意思決定支援」について



会長 小林 顕

昨年度はコロナ禍で終始し、残念ながら秋田市手をつなぐ育成会の事業のほぼ全てが中止になりました。今年は事業をできるだけ実施したいと思いますが、変異型ウイルス等の問題もあり、ワクチンの効果も未知数であり、第4波、第5波を考えますと今年度も事業に関して非常に厳しい状況です。しかし「明けない夜はない」という名言がありますように、コロナの闇もいつか必ず晴れる日が来るでしょう。今は苦しい時期ですが、皆様、心と体に注意して何とか持ちこたえてまいりましょう。

さて本題に入りますが、近年「意思決定支援」という言葉をよく耳にするようになりました。意思決定支援とは知的障がいなどで、自分の気持ちや思いをうまく伝えることが難しい人々の思いを、もつと周りの人たちが大事にしていきましょう、そして、その思いができるだけ叶えられるように皆で支援していきましょう、ということですが。

厚生労働省の「障がい福祉サービスの利用等にわたつての意思決定支援ガイドライン」に「意思決定支援」は次のように説明されています。すなわち「自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意

思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為および仕組みをいいます。分かりやすく言いますと、事業所の職員など、周りの人が障がい児者の思いや気持ちを親身に考えながら、当事者の本心を探していくことで、当事者にとつて一番いい人生を送れるように支援していきましようということです。

意思決定支援の動きが日本に生まれた背景には、障がいを持つた人の思いや希望が軽視されたり無視されたりすることが現在でもなくなることがあります。日本国憲法には「基本的人権の尊重」が定められています。憲法第十三条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」とあります。つまり障がい者も健全な方と同じく尊重されなければならないということです。

しかし、「障がい者虐待」という言葉で象徴されるように、今も昔も、障がい児者の人権と自由は、公共の福祉に反しない場合でも侵害されてきたのです。そういう現状を変えていくことは我々が障がい児者の保護者の祈念です。残念なことに今世紀になつても国のはつきりとした動きありませんでした。

それが今から十三年前の二〇〇八年に、国連で「障がい者の権利に関する条約」が採択されたあたりから、日本でも障がい者の権利擁護に関心が高まり、日本の福祉をもつとよくしていこうとする動きが始まりました。国は、国連の「障がい者権利条約」を批准するために、福祉関連法制を見直しました。すなわち障がい者

基本法を改正(二〇一一年)し意思決定支援の内容が法律に盛り込まれました。その後制定された障がい者総合支援法(二〇一三年施行、一部二〇一四年施行)では、障がい福祉事業者は障がい者の意思決定支援に配慮するとともに、常にその立場に立つて支援を行うよう努めなければならぬとされ、また、市町村にも意思決定支援に配慮しながら支援体制の整備をしていく義務が課せられました。障がい者の意思決定支援への配慮は、事業所や市町村の義務となったのです。

二〇一七年には障がい福祉事業者に向けて、前述の「意思決定支援ガイドライン」が厚労省から示されました。

意思決定支援を行うには、事業所で人員を確保し、研修を受講させて、支援の計画を立てて、時間を割いて実施していく必要があります。しかし現在、障がい福祉事業所は日々の業務を続けるだけでも精一杯というところが多い状況です。ですから未だ実施できていない事業所も多く、「意思決定支援」という言葉も分からない職員もいるのではないかと思います。

そもそも意思決定支援とはアメリカの知的障がい者団体「ピープル・ファースト」の当事者の言葉「私たちが抜きに私たちのことを決めないで！」という人権の基本を示す叫びに由来します。日本の福祉法制で義務化されている内容であり、福祉の根幹をなす理念として日本全国で遍く実現しなければならない理念です。

令和三年三月に開催された秋田県障がい福祉団体協議会主催の「障がい者の権利擁護セミナー」でも全国育成会連合会の又村さんが、今一番ホットな話題として「意思決定支援」の講演をされました。私自身も社会福祉審議会委員として市や県の福祉関係の会議では「意思決定支援」の啓発に努めております。育成会会員の皆様、我が子のこれからの幸せを守るために、地域での意思決定支援の普及の動向に是非注目してまいりますよ。

県議会より

秋田市手をつなぐ育成会からの
要望に対する答弁より

令和3年2月8日(月)秋田県議会一般質問において、石田寛議員より、障がい者の生活支援について質問をしていただきました。(以下、県の官報の内容ですので「障害」と表記とします)

Q1… 地域生活支援サービスはどのようになっていますか？

A1 同行援護や行動援護サービスについては、他県と比べて利用が少ないものの、市町村において地域のニーズを把握し、サービス量を算定した上で障害福祉計画を策定しており、必要なサービス提供体制は確保されているものと考えております。
しかしながら、共生社会の実現に向けて、障害者の社会参加を求める声が高まる中、こうしたサービスの重要性は、一層強まるものと認識しております。
そのため、県といたしましては、関係団体との意見交換において、これらのサービスについて利用状況を把握し、障害者とその家族が利用しやすいよう周知を図るとともに、事業者向けの研修を実施するなど人材育成に努め、障がいがある方の地域生活を支援してまいります。

Q1… 障害者グループホームは今後増えますか？

A2 障害者の地域移行を進める上で、グループホームは重要な受け皿と考えており、現在策定している「第2次秋田県障害者計画」においても、地域での生活を希望する施設入所者が安心して社会生活を営めるよう、グループホーム等を計画的に整備することにしております。
中でも、重度の障害がある方が、地域移行できるよう新たに創設された、介護サービスを常時提供できるグループホームについては、関係団体と協議を行いながら、ニーズの把握や必要なサービス量について情報共有を図るとともに、優先的に助成を行い、その整備を促進してまいります。
また、重度障害者に対応できるよう事業者向けの研修を実施するなど人材育成に努めるとともに、地域生活支援拠点において新たなグループホームの類型を広く周知し、地域移行に向けた体制を整備してまいります。



「秋田市手をつなぐ育成会を法人化します！」～小林会長よりメッセージ～

すでに田中勉前会長の任期中の令和元年5月の秋田市手をつなぐ育成会総会で、秋田市手をつなぐ育成会の法人化が承認されています。その後、コロナ禍の影響もあり、法人化に向けての作業がなかなか思うように進んでいません。執行部としては、いつまでも先延ばしすることを避けたく、何とか本年度中に法人化すべく段取りを進めたいと思っております。

法人化のメリットなどに関しては、既に「きずな」第34号（平成31年3月発行）で解説済みですが、ここでもう一度おさらいしたいと思います。



皆様におかれましてはデメリットはありませんが、ただ一点、法人化の後は厳正な事務処理が必要になるため、我々執行部の事務業務が増えます。これに関しましては執行部が努力して対応してまいります。なお当会の鈴木副会長は行政書士であり、心強いことに当会の会計を担当しております。

法人化の具体的な経過に関しましては追々ご報告いたします。秋田市手をつなぐ育成会の今年度中の法人化につきまして、会員の皆様方の理解とご協力を何卒よろしく願いいたします。



本会の入会申込書にQRコードを追加しました

この4月より、スマホから簡単に入力ができる「入会フォーム」を導入しました！
こちらにもQRコードを掲載いたしますので、入会がまだの皆さんには是非お勧めしてください。
既に入会済みの方で、住所や連絡先、所属の変更などをご希望の方は、事務局のメールアドレスまで件名「登録内容変更届」として、内容を送信してください。

近年、住所や連絡先の変更により事務局からの連絡を受けられない方もいらっしゃいます。どうぞ、周囲の皆様方にご周知いただきたく、お願いいたします。



画家としても活躍中の小林会長の作品。タイトル「母子像」。宿命的な深い絆で繋がっている母と子。母は命がけて子を守り、子は母から命をもらっています。

役職	氏名	所属・学校	担当
会長	小林 顕	秋大附特支	
副会長	近藤 美奈子	アキタネット	相談・事業
	佐藤 昇	ウエルビューいずみ	総務
	鈴木 哲郎	いなほ会	経理
	本田 由香	諸施設・在宅ほか	事務局・広報
支部長	田口 忠次	河辺支部	
監事	武藤 雅英	愛心苑	
	片岡 元	愛心苑	
相談役	佐藤 要治	柳田新生寮	
	谷内 和夫	ウエルビューいずみ	
	高橋 精一	一羊会	
	柿崎 文夫	柳田新生寮	
	中津川 正次郎	柳田新生寮	
	田中 勉	小又の里	
(以下50音順)			
評議員	安宅 美智子	竹生寮	
	荒川 栄子	竹生寮	
	石垣 亘子	竹生寮	
	石川 千鶴子	明成園	
	石川 俊弘	天王つくし苑	
	大川 慶一	一羊会	
	柏原 伸一	高清水園	
	柏谷 敏郎	ウエルビューいずみ	
	栄田 優子	いなほ会	
	斎藤 八重子	明成園	
	佐々木 久美子	諸施設・在宅ほか	
	佐藤 裕美	小又の里	
	嶋田 優子	アキタネット	
	須田 澄子	柳田新生寮	
	高橋 和起	サンハウス	
	高橋 洋子	高清水園	
	田口 忠次	河辺支部	
	戸堀 智織	諸施設・在宅ほか	
	長谷川 明美	天王つくし苑	
	長谷川 弘子	諸施設・在宅ほか	
	長谷山 久子	工房こすもす	
	平野 正子	サンハウス	
	藤田 長司	工房こすもす	
	宮野 佳代子	いなほ会	
	山本 治樹	天王みどり学園	
	渡辺 弥生	一羊会	

令和3年度役員名簿

これからの評議員制度について

ご意見を募集します

今年度は、令和元年より据え置きとなっていた評議員の皆様にはガキによる継続意志確認を行いました。前号でお伝えしました役員のほか、相談役に前会長の田中勉氏（現秋田県手をつなぐ育成会会長）ほか、二十六名の評議員の方にお引き受けいただけることとなりました。

皆様の声を集約しますと、施設代表・支援学校代表を毎年編成していくことの難しさ（後任を探せない）、各事業部の細かい役割分担が必要かどうか、など問題点も多く、今後執行部の役員会議で新たな組織づくりを行っていきます。

そのため、皆さんにもどんな事業が必要か、どんな担当部署があるか、どうか、など評議員をご経験された方も、そうでない方もご意見をお寄せいただけるとう幸いです。事務局のメールにぜひお寄せください。

今までの評議員制度と現状について

新規会員の方もいらっしゃいますので、昨年度までの会の組織について簡単にご説明いたします。

事業部として「相談事業部」「総務部」「経理部」「事業部」「広報部」の5つの部署があり、それぞれ3～10名程度の評議員で構成されていました。評議員とは、各支援学校や障がい者施設・就労支援事業所などの親の会の代表者です。その昔は、評議員がそれぞれの学校や事業所に所属する会員への連絡係として会費を集金したり行事のお知らせ、会員相互の親睦を図るなどの役割を果たしていました。

しかしながら、近年会員の高齢化や環境の変化により、評議員を引き受ける方が少なくなり、評議員会などへの参加者も減少傾向となっており、このコロナ禍を機に、会の組織や評議員のあり方を見直す方向で検討が進んでいます。

infomation ～お知らせ～

美しい紫陽花を鑑賞しませんか？

「秋田市手をつなぐ育成会会員の高橋和起さんのご厚意による「雄和の高橋邸の紫陽花(あじさい)」見学のお誘い」

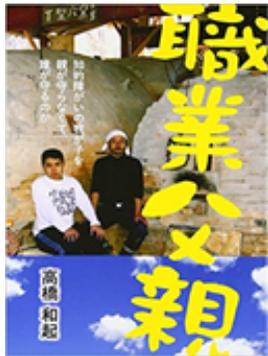
昨年より現在に至るまで、コロナの影響により会としての活動がままならない状況が続いておりますが、このような状況の中、息子さんがサンハウスに所属されている高橋さんのご厚意により、会員に対して、ご自宅の広大な紫陽花畑の観賞のお誘いをいただきました。

紫陽花と申しますと、男鹿市北浦の雲昌寺が有名ですが、それにも負けないくらい紫陽花の楽園とも言える立派な花畑を、高橋さんはたった一人でご自身の山を開墾して作りあげたというので、すから驚きです。

毎年、サンハウスの皆さんお誘いして楽しんでいただいていたのですが、当会の会員の皆さんがコロナ禍により楽しみが縮小されたことを憂い、今年はずいぶんお誘いの皆さんにも紫陽花観賞を楽しんでいただければ、とのお申し出をいただきました。

なお、個人宅につき大勢での鑑賞は対応しきれないということもあり、事前にご連絡(下記連絡先)いただきますようお願いいたします。

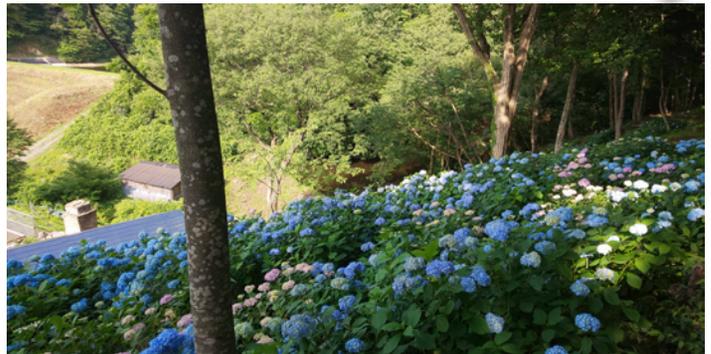
また、すでにご存知の方も多いと思いますが、高橋さんは、ご自身の障がいをもつ息子さんの子育てに悩みながらも奮闘する様子を、なども盛り込まれた自伝を出版されております。全員の支援学



校に寄贈され目に触れることができますが、書店やアマゾンなどのネット販売でも手に入ります。今、障がいのあるお子さんの子育てに悩まれている方にお役に立てたら嬉しいので、是非お読みいただけたらと思います。

例年7月5日～11日頃が見ごろですが、今年は桜の開花も早く、ずれ込むことが予想されます。下記電話かアドレスにご連絡いただき、日程を調整した上での見学となります。

- ① 090-8785-8436 電話か SMS (近藤)または
- ② akitaikusei@gmail.com (事務局メール)



今年度の主な活動予定

- 障がい者福祉の向上を図るための事業・・・重症心身障がい者と強度行動障がいのある方の入院施設の設置要望、秋田市障がい福祉課との情報交換会
- 法人化の実現
- 相談支援事業・・・相談支援ネットワークの構築、権利擁護の進展
- 研修事業・・・会員参加の講座の実施、先進施設視察、何でも語ろう会(状況が厳しい場合リモートも検討)、親亡き後勉強会～成年後見センターもりおかの取り組み
- 会報発行・・・年2回の「きずな」の発行
- 第62回手をつなぐ育成会秋田県大会・・・会場および開催日未定(会場とリモートのハイブリッド形式で開催検討中)
- 第60回手をつなぐ育成会東北ブロック大会(青森市)・・・9月18日、19日開催予定
- 第6回手をつなぐ育成会全国大会・・・会場および開催日未定(リモート形式で開催検討中)
- その他、会員の福祉享受の可能な事業への参加

令和3年度秋田市手をつなぐ育成会 総会の書面決議のご案内

3月下旬から4月にかけて、コロナ感染症が拡大傾向の中で、秋田県におきましても変異型ウィルスが確認されるなど非常事態が続いております。

通常通りの総会を開催することは、危険を伴い、来場者に多大なるご迷惑をおかけするという判断から、令和3年度の総会は会議を開催せず、全会員に総会資料を送付し書面表決といたしますので何卒ご了解ください。

秋田市基幹相談支援センターの 開設について

令和2年10月秋田市障がい福祉課内に「秋田市基幹相談支援センター」が開設されました。

同センターでは、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持った職員が障がいなどに関する総合相談、専門相談、権利擁護および虐待防止などのさまざまな相談を受け付けます。どうぞご利用ください。
(直通専用電話：018-888-5682)

※秋田市からのチラシを同封いたします。

事務局より

メールアドレスの登録のお願い

前号の「きずな」でもお願いしておりましたが、会員の皆様へのメールアドレス登録を通年に渡り受付しております。これまでの郵送による通知、資料配布をメールで対応し、可能な限りの経費削減とそれによる会費の有効利用を目指しますので、何卒ご協力のほどお願いいたします。

(普及率100%を目指していますが、今のところ6～7%ほどです)

akitaikusei@gmail.com

→ 件名「メール配信希望」本文「会員氏名、連絡先電話番号、所属(学校や利用施設)を送信いただく」と完了です。メール設定で受信許可してください。1週間経っても返信メールがない場合、お手数ですが事務局本田(090-2559-4811)まで連絡ください。何でも語ろう会などの小規模イベントのご案内はメールからいたします。

Facebook ページの閲覧は、

秋田市手をつなぐ育成会



で検索!

編集後記

例年三月に発行の「きずな」ですが、前号に続いて、社会はコロナ感染症の影響を大きく受けて、遅れての発行になりました。

我が育成会も大きく変わろうとしています。コロナ禍は、必ずしも悪い方向へ向かう不穏な空気を感じさせるものではなく、これを逆手に取って、たくさんの準備期間を与えられたと捉え、法人化を進めたり、組織の再編をしたり、会員の皆さんのよりよい活動の基盤づくりのチャンスとなりました。

今年の桜の開花は例年より大幅に早まり、秋田では思いがけない「桜を背景に入学式の写真のシャッターチャンス」に出会えました。そんな日常のささやかな楽しみも、少し自由な生活の中では大きな喜びに感じられます。みなさんのご健康とご多幸を祈りながら、次回の「きずな」発行までには「何でも語ろう会」など直接お話しできる機会をつくれるように願っています。

最後まで読んでくださいます
ありがとうございます。

(広報部)